

議 案 目 録

令和8年(2026年)9月24日

番 号	件 名
議案第 84 号	財産の取得につき議決を求めることについて
議案第 85 号	令和7年度(2025年度)彦根市各会計歳入歳出決算につき認定を求めることについて
報告第 21 号	令和7年度(2025年度)主要な施策の成果、事務報告書および基金運用状況報告書について
報告第 22 号	令和7年度(2025年度)彦根市の健全化判断比率等について

4 契約方法

地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による随意契約

議案第 85 号

令和 7 年度(2025 年度)彦根市各会計歳入歳出決算につき認定を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 8 年(2026 年)9 月 24 日

彦根市長 田 島 一 成

令和 7 年度(2025 年度)彦根市各会計歳入歳出決算につき認定を求めることについて

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度(2025 年度)彦根市各会計歳入歳出決算につき、別冊のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定を求める。

報告第 21 号

令和 7 年度(2025 年度)主要な施策の成果、事務報告書および基金運用状況報告書について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 5 項の規定による令和 7 年度(2025 年度)彦根市各会計歳入歳出決算における主要な施策の成果を説明する書類、同法第 122 条の規定による事務に関する説明書および同法第 241 条第 5 項の規定による基金の運用の状況を示す書類を、別冊のとおり提出する。

令和 8 年(2026 年)9 月 24 日

彦根市長 田 島 一 成

報告第 22 号

令和 7 年度(2025 年度)彦根市の健全化判断比率等について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成 19 年法律第 94 号)第 3 条第 1 項および第 22 条第 1 項の規定により、令和 7 年度(2025 年度)彦根市の健全化判断比率および資金不足比率につき、別紙のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

令和 8 年(2026 年)9 月 24 日

彦根市長 田 島 一 成

令和7年度(2025年度)彦根市の健全化判断比率等について

健全化判断比率

(単位：％)

区分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
彦根市健全化判断比率	—	—	9.3	30.8
早期健全化基準	11.85	16.85	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

農業集落排水事業特別会計における資金不足比率 (単位：％)

彦根市資金不足比率	—
経営健全化基準	20.0

病院事業会計における資金不足比率 (単位：％)

彦根市資金不足比率	—
経営健全化基準	20.0

水道事業会計における資金不足比率 (単位：％)

彦根市資金不足比率	—
経営健全化基準	20.0

下水道事業会計における資金不足比率 (単位：％)

彦根市資金不足比率	—
経営健全化基準	20.0

備考 実質赤字、連結実質赤字および資金不足が生じていないものについては、「—」で表示しています。

令和 7 年度(2025 年度)彦根市財政健全化審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から審査に付された健全化判断比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、通常実施すべき審査手続および必要と認めるその他の審査手続により実施した。

2 審査の期間

令和 8 年(2026 年)8 月 6 日から同月 28 日まで

3 審査の結果および意見

上記に記載のとおり審査した限りにおいて、重要な点において、審査に付された健全化判断比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるものと認められた。

健全化判断比率の状況は、次のとおりである。

(単位：％)

	令和 6 年度	令和 7 年度	早期健全化 基 準	財政再生 基 準
実 質 赤 字 比 率	— (△8.94)	— (△10.79)	11.85	20.00
連結実質赤字比率	— (△47.25)	— (△43.59)	16.85	30.00
実 質 公 債 費 比 率	9.2	9.3	25.0	35.0
将 来 負 担 比 率	53.5	30.8	350.0	

(注)実質赤字比率および連結実質赤字比率については、算定した結果が赤字でないため「—」で表示した。また、各比率の()内の数値は、計算結果に基づく数値を参考として表示した。

(1) 実質赤字比率について

当年度の実質赤字比率は、実質収支が黒字となっており、「—」であることから、自主的な改善努力による財政健全化を図るための早期健全化基準を達成しており、良好な状態にあると認められる。なお、参考として求めた比率は△10.79%で、前年度に比べ 1.85 ポイント改善している。これは、比率算定の分母である標準財政規模が前年度に比べ 2,027,989 千円(7.5%)増加したものの、分子である一般会計等の実質収支額も 3,138,955 千円で 718,783 千円(29.7%)増加したことによるものである。参考として求

めた比率と早期健全化基準との差は、22.64 ポイントとなっている。

(2) 連結実質赤字比率について

当年度の連結実質赤字比率は、連結実質収支が黒字となっており、「－」であることから、早期健全化基準を達成しており、良好な状態にあると認められる。なお、参考として求めた比率は△43.59%で、前年度に比べ3.66 ポイント悪化している。これは、(1)で記載したとおり標準財政規模が2,027,989 千円(7.5%)増加し、一般会計等の実質収支額が718,783 千円(29.7%)増加したものの、特別会計および企業会計の実質収支額等が前年度に比べ824,836 千円(8.0%)減少したことによるものである。参考として求めた比率と早期健全化基準との差は、60.44 ポイントとなっている。

(3) 実質公債費比率について

当年度の実質公債費比率は9.3%で、前年度に比べ0.1 ポイント悪化している。これは、単年度で比較すると、比率算定について標準財政規模の増加により分母が増加するとともに、算入公債費等の額の増加により分子が減少したことから、令和7年度の単年度実質公債費比率は前年度に比べ2.5 ポイント改善したものの、3 か年平均では、この単年度実質公債費比率が令和4年度の数値を上回ったことから、前年度に比べ0.1 ポイント悪化したことによるものである。早期健全化基準25.0%を15.7 ポイント下回っていることから、良好な状態にあると認められる。

(4) 将来負担比率について

当年度の将来負担比率は30.8%で、前年度と比べ22.7 ポイント改善している。これは、一般廃棄物処理事業債や臨時財政対策債の償還が進捗したことなどにより、一般会計等に係る地方債の現在高が減少し、比率算定の分子である将来負担額が減少したため、比率が改善したものである。早期健全化基準350.0%を319.2 ポイント下回っていることから、良好な状態にあると認められる。

上記のとおり、いずれの指標も早期健全化基準を下回っており、現時点では良好な状態であることを示している。

しかし、大規模な投資事業に係る市債償還が本格化し、当面の間、高い水準で償還額が推移することに伴い、実質公債費比率が一定期間上昇していくことが見込まれるほか、今後も大型投資事業に伴う財政負担が見込まれることから、実質公債費比率および将来負担比率の推移を注視していく必要がある。引き続き財政の健全化を進めながら、持続可能で安定的な財政運営に努めていただきたい。

令和 7 年度(2025 年度)彦根市経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から審査に付された資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、通常実施すべき審査手続および必要と認めるその他の審査手続により実施した。

2 審査の期間

令和 8 年(2026 年)8 月 6 日から同月 28 日まで

3 審査の結果および意見

上記に記載のとおり審査した限りにおいて、重要な点において、審査に付された資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるものと認められた。

資金不足比率の状況は、次のとおりである。

(単位：％)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	経営健全化 基 準
農業集落排水事業特別会計	— (△5.7)	— (0.0)	20.0
病 院 事 業 会 計	— (△41.4)	— (△34.8)	20.0
水 道 事 業 会 計	— (△204.5)	— (△191.6)	20.0
下 水 道 事 業 会 計	— (△86.6)	— (△86.5)	20.0

(注)いずれの会計も、算定した結果が赤字でないため「—」で表示した。また、各比率の()内の数値は、計算結果に基づく数値を参考として表示した。

(1) 農業集落排水事業特別会計について

当年度の資金不足額は発生しておらず、資金不足比率は「—」であることから、経営健全化基準を達成しており、良好な状態にあると認められる。参考として求めた比率は 0.0％で、前年度に比べ 5.7 ポイント悪化している。また、経営健全化基準との差は 20.0 ポイントとなっている。

(2) 病院事業会計について

当年度の資金不足額は発生しておらず、資金不足比率は「－」であることから、経営健全化基準を達成しており、良好な状態にあると認められる。参考として求めた比率は△34.8%で、前年度に比べ6.6ポイント悪化している。また、経営健全化基準との差は54.8ポイントとなっている。

(3) 水道事業会計について

当年度の資金不足額は発生しておらず、資金不足比率は「－」であることから、経営健全化基準を達成しており、良好な状態にあると認められる。参考として求めた比率は△191.6%で、前年度に比べ12.9ポイント悪化している。また、経営健全化基準との差は211.6ポイントとなっている。

(4) 下水道事業会計について

当年度の資金不足額は発生しておらず、資金不足比率は「－」であることから、経営健全化基準を達成しており、良好な状態にあると認められる。参考として求めた比率は△86.5%で、前年度に比べ0.1ポイント悪化している。また、経営健全化基準との差は106.5ポイントとなっている。

上記のとおり、いずれの会計も経営健全化基準を下回っているが、引き続き経営の健全化に努めていただきたい。